

○厚生労働省告示第七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表の1中「1,606単位」を「1,611単位」に、「1,306単位」を「1,310単位」に、「703単位」を「705単位」に、「1,004単位」を「1,007単位」に改め、別表に次のように加える。

3 特定事業所加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定基準第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）は、1月につき所定単位数を加算する。